

平成 28 年度 ながふじ学府一体校等整備基本構想

平成 29 年 3 月

磐 田 市

目 次

はじめに

第1章 磐田市の教育	1-1
1. 小中一貫教育	1-1
2. コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）	1-2
3. 新時代の新たな学校づくり	1-3
4. 学府一体校整備の基本的考え方	1-7
第2章 基本構想	2-1
1. ながふじ学府の方向性	2-1
2. ながふじ向上型学府一体校の基本的な考え方	2-2
3. 建設場所等	2-4
4. 新校舎の規模	2-6
5. 整備の基本方針	2-7
6. 主な必要諸室	2-8
7. 構造・設備の基本方針	2-11
8. 事業スケジュール	2-12
9. ながふじ学府新たな学校づくり検討会	2-13

はじめに

日本の教育は、明治5年に学制が発せられ、近代学校制度が始まりました。それから約70年後に終戦を迎え、「6-3制」を中心とした学校制度が始まりました。そして、現在まで約70年の年月が経ち、「6-3制」の学校制度をはじめとして、学校の在り方が様々な方向から見直されています。今後は、日本の教育のこれからの70年をどのように形づくっていくか、それが大きなポイントとなる場所であると考えます。

全国各地で小中一貫教育が行われ、施設一体型の校舎も数多く建てられています。その多くは規模の適正化ということで検討されていますが、磐田市の場合は、2100年に向けて学校の機能そのものについて考えていきます。

磐田市では、平成27年度に「磐田市新たな学校づくり研究会」を組織し、これからの子どもたちが生きる新時代の到来に向けて、磐田市として求める子ども像や学校像について熟議し、新時代の新たな学校はどうあるべきかについて研究を進めてきました。また、そうした学校を実現するための具体的な方策についても協議してきました。

豊田北部小学校と豊田中学校の校舎の老朽化が進んでいるながふじ学府（豊田中学校区）においては、平成28年1月より、同学府の地域住民や小中学校の保護者、幼稚園・保育園の保護者に「新時代の新たな学校づくり」について説明会を行いました。その後、同年7月に豊田支部長、ながふじ学府3地区の地区長より、8月には、ながふじ学府3小中学校のPTAより学府一体校建設に関する要望書が提出されました。それらを受けて、9月には、学識経験者、地域住民、保護者、教員等で構成する「ながふじ学府新たな学校づくり検討会」を立ち上げました。検討会では、ながふじ学府の方向性や建設場所について話し合いました。その後、地域住民や保護者、教員等で構成するワークショップを行い、建築計画のあり方や施設機能、施設配置、ゾーニング等について広く意見を伺いました。

本基本構想は、検討会やワークショップで出た意見を集約するとともに、設計に必要な事項を整理し、基本設計及び実施設計に生かしていきます。地域や保護者の方々に関わっていただきながら学校づくりが行われ、磐田市で最初となる学府一体校が地域にとって愛着のあるものになっていくとともに、この学校づくりが地域づくりにつながり、地域がより活性化され、たくましい子どもたちを育てていくことを心より願います。

第1章 磐田市の教育

1. 小中一貫教育

磐田市では、一人一人に応じた教育や地域力を生かした教育など、本市ならではの教育をより充実、発展させることを目指し、本市における小中一貫教育を推進している。小中一貫教育を地域社会全体で子どもの教育をサポートするという基本理念のもと、各中学校区において小中共通の目標、カリキュラム、指導方法等が9年間を貫いて設定され、小中協働で実施する教育と考えている。小中一貫教育を通して、豊かな学びの創造と社会性や道徳性を備えた心豊かな人づくりを推進し、「国際社会の中をたくましく生きる力」の育成に向け、英語によるコミュニケーション能力を育てていく。

平成25年度より、以下のような内容で市内全ての中学校区において段階的に導入し、平成28年度に全10学府^{※1}で完全実施している。

☆9年間を見通したカリキュラムの編成

- ・学び、育ちの連続性という視点から、小中学校共通のビジョン、目標を設定し、カリキュラムを中心に小中一貫教育を構想。
- ・小中学校9年間を見通したカリキュラムを編成し、内容面、指導面をつなぐとともに、各学府の特色ある教育活動を構想。
- ・コミュニケーション能力を育てるため、本市で作成した小学校1年生から中学校3年生までを見通した磐田市版「英語」モデルカリキュラムを活用した外国語活動・外国語の授業の充実。
- ・各教科・領域等以外の生徒指導面や各種行事、部活動等においても、9年間のつながりを考慮して年間指導計画や指導内容検討。

☆「小中一貫教育コーディネーター」の配置

- ・各学校に1名ずつ「小中一貫教育コーディネーター」を配置。
- ・「小中一貫教育コーディネーター」は、管理職等との連携を図りながら、各学府の小中一貫教育を構想するとともに、推進役として各小中学校間をつなぐ役割を担っている。

※1 学府：律令時代、遠江の国府があった磐田の地で、各中学校区が地域の歴史と文化を踏まえ、それぞれの地域社会（コミュニティ）と連動した教育を行う中学校区の学校群

2. コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

磐田市では、保護者及び地域住民等の学校運営への参画の促進を図ることにより、学校、保護者、地域住民と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に努めることを目的に、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を推進している。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校運営協議会を設置し、教育委員会から任命された保護者や地域の皆さんが、一定の権限と責任をもって、学校運営の基本的な方針を承認することや、教育活動について意見を述べたりすることを通じて、学校の様々な課題解決に参画する制度のことである。平成 27 年度より、全小中学校を指定し、次のような内容で推進している。

☆学校運営協議会の実施

- ・学校運営協議会は、各学校年 3 回から 4 回実施。
- ・各校の校長が、教育課程、学校経営計画、組織編成、学校予算の編成及び執行、施設管理及び施設等の整備に関することについて基本的な方針を作成し、協議会委員が承認。

☆運営に関する評価と情報提供

- ・学校の運営状況等について、毎年度一回以上の評価。
- ・保護者、地域住民に対して、積極的に活動状況の公開及び情報提供。

☆学府協議会の実施

- ・中学校区において、各校の学校運営協議会委員の代表が集まり、小中一貫教育等、学府で取り組んでいることについての意見交換。

☆コミュニティ・スクールディレクターやコミュニティ・スクールコーディネーターの活用

- ・コミュニティ・スクールディレクター
 - ➡コミュニティ・スクールの目的・メリットの地域住民への浸透に資する学校と地域との調整・パイプ役。地域の人材活用を学校教育に生かすための連絡調整を行う。
- ・コミュニティ・スクールコーディネーター
 - ➡地域の人材活用を学校教育に生かすための連絡調整を行う。

3. 新時代の新たな学校づくり

磐田市では、前述した小中一貫教育、コミュニティ・スクールのさらなる推進やよりよい教育環境の充実を図り、未来をひらく子どもを育むために、「磐田市新たな学校づくり研究会」が組織され、新時代の新たな学校づくりについて研究を行ってきた。本研究会では、子どもたちが生きる新時代の到来に向けて、磐田市として求める子ども像や学校像について熟議し、新時代の新たな学校はどうあるべきかについて研究が進められてきた。また、そうした学校を実現するための具体的な方策についても意見が交わされてきた。平成 29 年 2 月にはその報告書がまとめられ、これからを生きる子どもたちのための新たな子ども像や学校像を具体化し、新たな学校づくりに関する基本的な考え方を示した。

(1) 新時代に求められる子ども像

価値観やライフスタイルの多様化が進み、変化が激しくなる時代、少子高齢化や情報の発達等により「人間的なつながり」の希薄化が進んでいく時代に求められる子ども像について、研究会では「こころざしをもつ」、「共に生きる」、「たくましさをもつ」、の3つのキーワードで集約した。

・こころざしをもつこと

自分が描いた様々な目標に向かって自ら考え、自らの意志で選択しながら、挑戦し続ける子ども。

・共に生きること

思いやりの精神が生まれ、心温かな人間的なつながりを意識して生きていく子ども。

・たくましさをもつこと

様々な困難にぶつかってもくじけずに、強い意志をもって行動し、多様性にも対応できる子ども

(2) 磐田市のめざす人づくり

上述した子ども像をおさえつつ、磐田市の将来における人づくりにおいては、人間としてのしっかりとした基軸をもった「たくましい人」を育てていくことが核となると考えた。そして、磐田市の歴史や文化に触れながら、磐田市の人づくりの根本を次のようにした。

「たくましい磐田人^{※2}（いわたびと）」を育てる

※2 磐田人（いわたびと）：いにしえの人々の営みによる、今も残る磐田の歴史や文化を感じつつ、激動の社会の中で未来を切り拓く磐田の人々

(3) 磐田市の求める新たな学校づくり

新時代に求められる学校像については、本研究会の中で、「新カリキュラムの協働実践」、「9年間がつながる」、「多機能型学校」の3つのキーワードで集約し、新たな学校像を「**9年間の新カリキュラムをもつ 多機能型学校**」とした。

☆9年間の新カリキュラム

- 「9年間の新カリキュラム」の全体像は、発達段階等を踏まえた学年区分を考慮しつつ、義務教育を9年間のまとまりとしてとらえたカリキュラムであり、学校・地域の特色や一人一人の教員の特性、専門性をこれまで以上に生かしたものである。
- こうした9年間の新カリキュラムを実現するには、学府を一体ととらえた「学府一体校」が必要であると考ええる。
- 時間経過、社会的条件、児童生徒の実態、地域の願いを考慮し、学府自らが選択し、カリキュラムを編成し、教育活動を展開するという可能性を踏まえ、以下のカリキュラムの開発に取り組む。
 - ・発達段階の特性に対応したカリキュラムの開発
 - ・不登校に対応できるカリキュラムの開発
 - ・学府の実態に対応したカリキュラムの開発

☆多機能型学校

児童生徒の多様な学習形態や体験活動、地域住民と児童生徒のかかわりの可能性をこれまで以上に広げるためには、社会教育施設等を含んだ多機能型学校を実現することも重要と考える。多機能型学校は、運用によっては学校の機能や役割のスリム化の鍵となり、地域とともにある開かれた学校となる。

「たくましい磐田人（いわたびと）」を育てるには、それぞれの子どもがもつ可能性を伸ばすことが大切である。それは、人間的な成長、学術的な成長を保障することである。学府一体校において、9年間の新カリキュラムをもつ多機能型学校を目指す中で、次頁に示すように子どもたちの「**人としての可能性**」や「**学びの可能性**」を伸ばしていく。

☆人としての可能性を伸ばす

学府一体校では、子ども、教員、地域の方々との出会いやかかわりが広がり、特に、小学生同士や小学生と中学生がかかわり合う「子どものつながり」、子どもたちと地域の人たちがかかわり合う「地域とのつながり」、小学校教員と中学校教員がかかわり合う「教員のつながり」、これら3つのつながりを深まることができる。

ア. 子どものつながりの深まり

- 交流スペースや小中合同で利用できる図書館等での日常的な交流
- 学校行事や集会等における交流
- 教科学習や総合的な学習における交流
- 1年生から9年生までの集団構成

イ. 地域とのつながりの深まり

- 地域を広げることにより可能となる多様な人々とのふれあい、体験活動
- 社会教育施設等の併設による地域とのつながりの深まり
- 地域とともに行う子どもたちの健全育成
- 学校が核となる地域づくりの推進

ウ. 教員のつながりの深まり

- 中学校教員、小学校教員相互の乗り入れ授業
- 小学校から中学校まで一貫した生徒指導、特別支援教育、キャリア教育
- 小学校教員と中学校教員が連携した部活動指導
- 外部の専門家や講師との連携の強化

☆学びの可能性を伸ばす

磐田市が進める新たな学校づくりにおいて、一人一人に対応した発展的な学習、探究的な学習の充実を図っていくとともに、学び直しの学習、補充的な学習も一人一人を的確に把握することでその充実を図り、伸びる力、伸ばすべき力を伸ばしていきたい。

また、新学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びを求めている。これらの学びを実現し、その可能性を伸ばすためには、学習過程における自己選択が必要である。

そこで、学びの可能性を伸ばすために、以下のことについてカリキュラム研究を行う。

- ア. 自己選択できる発展的な学習、探究的な学習の工夫
- イ. 自己選択できる学び直し、補充的な学習の工夫

■ 学府一体校の形態

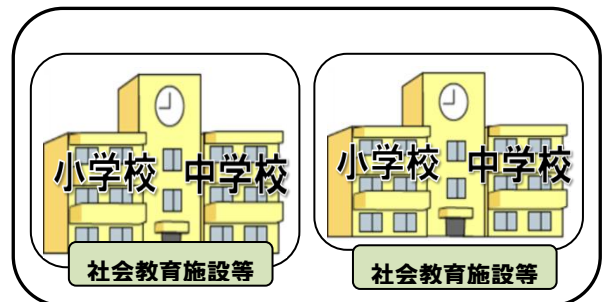
磐田市には 10 の学府が存在し、それぞれが安定した地域力をもとに特徴ある教育を展開している。地域の強みを生かし、9年間の新カリキュラムをもつ多機能型学校として、その形態を以下に示す。

未来型学府一体校Ⅰ（A型）



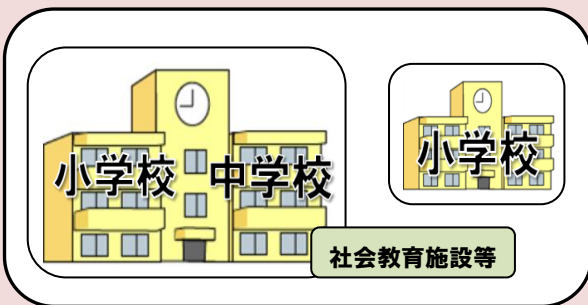
☆各学府にある小学校と中学校をすべて、施設一体型として一つの敷地に設置するもの

未来型学府一体校Ⅱ（A'型）



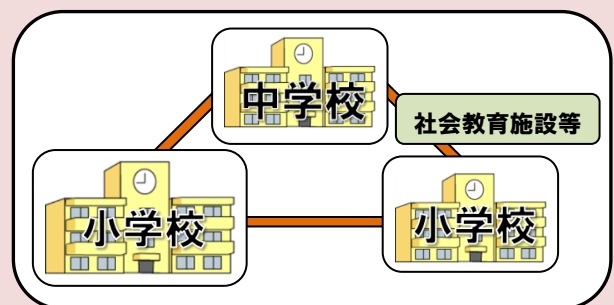
☆中学校を二つに分け、既存小学校区それぞれに、施設一体型として設置するもの

向上型学府一体校（B型）



☆学府内に施設一体型の小中学校と既存施設で運営する小学校が存在するもの

充実型学府一体校（C型）



☆現在行われているように、既存施設のまま小中一貫教育を推進し、社会教育施設を含むもの

図 1-1 学府一体校の形態

4. 学府一体校整備の基本的考え方

本市では、新たな学校づくりについて、地域との話合いや研究会において検討を重ねてきた。それをもとに、ながふじ学府においては、向上型学府一体校による小中一貫教育を推進していくこと、人間的なつながりを大切に、子どもがもつ可能性を伸ばす学校づくりを推進していくことを確認した。

これから私たちが行う「新時代の新たな学校づくり」は、約70年後の22世紀に向かう学校づくりである。戦後約70年行われてきた6-3制を見直し、新たな学年区分を考えるなど、一貫教育を通して、たくましい人づくりを行うために学校制度そのものを見直すことが大切である。また、学校施設では、社会教育施設などとの融合の方向性を考慮し、学年区分に対応した機能性のある校舎建築を考えていくことが大切である。22世紀に向けて、以下の内容を基本とする。

- ・子どもたちの発達段階をもとにした空間づくり
- ・6-3制、4-3-2制、5-4制等の学年区分を配慮した空間づくり
- ・各学年区分の機能をもとにしたゾーニングづくり
- ・地域との交流を真に実現できる空間づくり

そのために、子どもたちの精神的な発達を大切に考え、気持ちよく活力をもって学校生活が営まれるようにしていくこと、そして、地域や自然とのつながりを大切に22世紀に向けて子どもたちがたくましく生きていけるように以下のことをおさえた。

- ・学級数の変動に対応する多機能で柔軟な教育空間づくりを行う
- ・心のゆとりが創出される快適な校舎づくりを行う
- ・木々の植樹などを通して自然とふれあいのある校舎づくりを行う
- ・子どもが地域で存在感をもてる地域とのつながりを大切にする校舎づくりを行う
- ・防災を考えた安全・安心な校舎づくりを行う

なお、より効率的な校舎建築ができるように、仮設校舎をつくらない建設を行っていく。また、維持管理コストが削減できるように、特殊な工法や贅沢品を使用せず、維持管理や修繕をしやすい工法や調度品を取り入れていく計画とする。

第2章 基本構想

1. ながふじ学府の方向性

ながふじ学府は、豊田中学校と豊田北部小学校を一体型の施設とする『向上型学府一体校（B型）』として運営をスタートし、将来は豊田東小学校を含めた『未来型学府一体校（A型）』を目指していく。

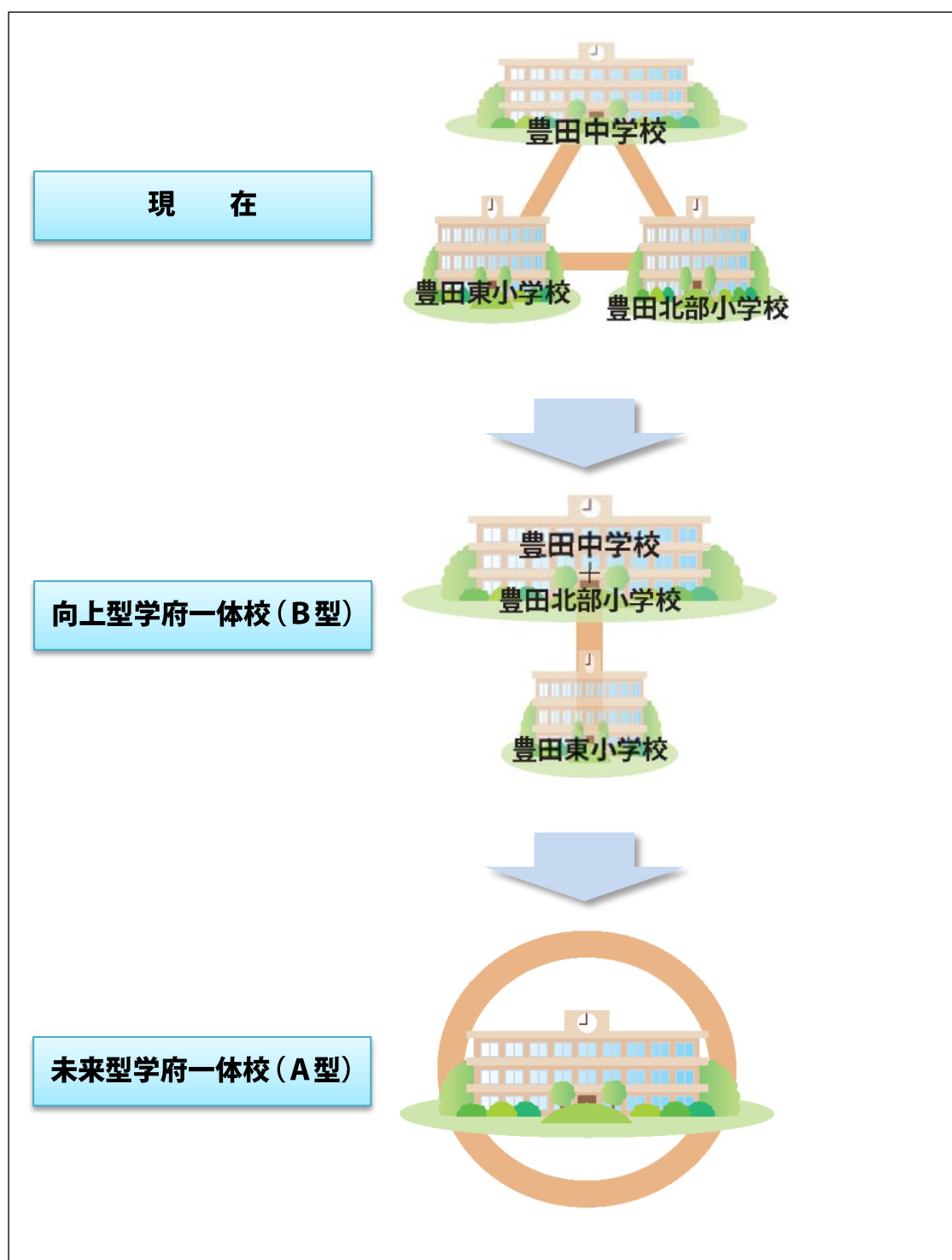


図 2-1 ながふじ学府一体校の方向性

2. ながふじ向上型学府一体校の基本的な考え方

(1) 多機能で柔軟な教育空間

当面は、小学校6年、中学校3年の「6 - 3」制で行う。

(2) 児童生徒の人間関係づくりについて

向上型学府一体校における豊田北部小学校の児童と豊田東小学校の児童、豊田中学校の生徒の人間関係づくりのためには、児童生徒の交流等、次のような取り組みが考えられる。

① 現在行われているもの・行う予定でいるもの

○小中一貫教育に関する行事や児童生徒の交流等

- ・小中連絡会（年2回）
- ・入学説明会（中学生による合唱披露、中学校英語教員による体験授業）
- ・北部小学校と東小学校の合同水泳練習、合同陸上練習
- ・中学生による小学校課外活動の指導
- ・合同引き渡し訓練
- ・小学校合同で実施する宿泊体験（平成29年度予定）

○学府研修会

- ・全教職員による全体会を年4回開催

○PTA研修会

- ・3校のPTA合同によるながふじ学府保健委員会を開催

○学府協議会

- ・学府協議会委員による学府協議会を年2回開催

○学府各校における実践

- ・こころざしカリキュラムの作成
- ・児童生徒の生き方アンケート実施

② 今後取り入れていきたいと考えているもの

- ・小学生同士で行うレクリエーション交流
- ・中学生の合唱コンクールの見学
- ・小学生と中学生が一緒に行う合同授業
- ・中学生の生徒による学校説明会

※児童生徒の移動には、交流バス（スクールバス）を活用する。

(3) カリキュラムや学校体制等について

① 教科や領域等の系統性や重点目標等を重視したカリキュラムの実践

3校の教員が教科や領域等の系統性や重点目標等について共通理解しながら、指導を行う。

ながふじ学府においては、現時点においても、道德教育の重点目標や「ころざしカリキュラム」の作成について3校の教員が話し合いながら進めている。

② 生徒指導委員会等における共通理解の強化

生徒指導委員会等、3校の教職員が会する委員会の開催等を実施し、これまでよりも情報交換を密にすることで、共通理解を強化する。

③ 授業研究会の共同実施

小学校教員が中学校の授業を参観し、中学校教員が小学校の授業を参観するなどの授業研究会を3校合同で計画的に行う。

④ 合同研修会の実施

ながふじ学府においては、現在も3校の全教職員が参加する合同研修会を年4回行っているが、今後も継続する。

⑤ 小中の乗り入れ授業

中学校教員による小学校への乗り入れ授業は、豊田北部小児童と豊田東小児童へ同様の内容、同様の回数で行う。

教員は一校のみへの移動となるため、現在行われている小中一貫教育より時間的な制限は少なくなる。

(4) 施設、教育機器等について

- ・新校舎において豊田東小児童の活動できる場所を設置する。
- ・豊田東小学校のコンピュータ、視聴覚機器（ICT機器）等の教育機器については、磐田市の整備計画に従い進めていく。

3. 建設場所等

(1) 建設場所

- ・豊田中学校の敷地は、整形な敷地形状であり、校舎等の施設配置やグラウンド利用が効率的に計画できる。
- ・児童生徒数をもとに算出した校舎必要延床面積や必要校地面積等（P.2-6 記載）から、現在の豊田中学校の敷地内での一体校整備は可能であるため、豊田中学校の敷地を、ながふじ学府一体校整備の建設場所とする。

（豊田中学校の敷地面積：33,223 m²）

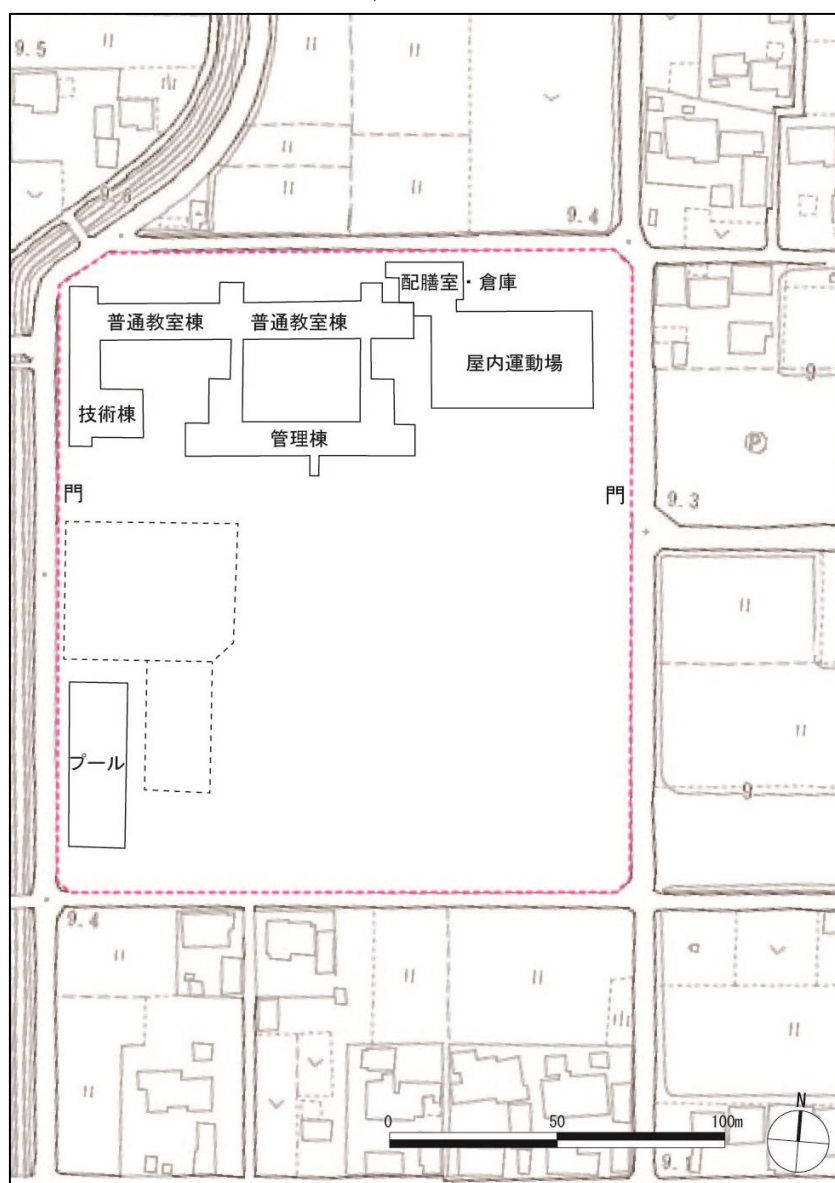


図 2-2 豊田中学校の現況配置図

(2) 学校活動への配慮等

- ・ 一体校の校舎施設の整備は、豊田中学校敷地内の南側、現在の豊田中学校のグラウンドに計画し、工事中は、現在の豊田中学校の校舎施設等を継続利用しつつ整備を進める。
- ・ 建設中のグラウンド利用の制約については、周辺の社会体育施設の利用も検討する。
- ・ 大きな音が出る工事は、土日祝日や長期休暇を利用して影響を最小限とする。
- ・ 建設工事中や開校後の日照、通風、アクセス動線など近隣住宅地の環境に配慮した計画を行う。

(3) 仮設校舎をつくらない建設計画

- ・ 工事中は、仮設校舎の設置が必要ないように敷地内の土地利用を計画し、一体校整備工事中の学校活動への影響を最小限とする。
- ・ 工事中の児童生徒の安全を守り、学習・生活空間に配慮した計画を行う。

(4) 公開性のある建設事業

- ・ 建設工事中は、見学会を計画するなど建設プロセスを公開する。

4. 新校舎の規模

校舎の規模については、運営のスタートは向上型学府一体校（B型）として、平成33年度の豊田北部小学校、豊田中学校の推計人数より、小学校18学級、中学校13学級を予定する。

向上型学府一体校（B型）における児童生徒数を基に算出した、校舎必要延床面積と必要校地面積の比較を以下に示す。なお、校舎の階数は、校庭計画等を考慮し、今後の基本設計での検討を踏まえ決定する。

表 2-1 校舎必要延床面積と必要校地面積の比較

(単位：㎡)

			小学校	中学校	一体校
校舎の必要延床面積			7,262	8,097	15,359
必要な 校地面積	想 定	3階建て	13,230	17,503	30,733
		4階建て	12,222	16,378	28,600
		5階建て	11,617	15,703	27,320

※必要面積は、文部科学省の小学校及び中学校設置基準等に基づいて算出している。

5. 整備の基本方針

(1) 学級数の変動に対応する多機能で柔軟な教育空間づくり

- ・ 22世紀に向けて、国際化や情報化などの社会環境の変化や学級数の変動や多様な学年区分に対応する教育空間づくりを行う。
- ・ 観察・実験や児童生徒の発表などに活用できるICT機器を整備し、学びを深めるための図書室・コンピュータ室の充実を図る。
- ・ オープンスペースを設け、クラス全体での学習から少人数でのグループ学習まで幅広く対応できる柔軟な学習空間や掲示板・展示棚などを利用し、児童生徒が活発に交流できる空間づくりを行う。
- ・ 将来、変化する教育内容や教育方法に柔軟に対応でき、4-3-2制や5-4制等の学年区分への変更、部屋の用途変更や間仕切りの変更が容易に行える構造にする。
- ・ 豊田東小学校児童の活動の場を創出する。

(2) 心のゆとりが創出される快適な校舎づくり

- ・ 児童生徒の学習の場であるとともに、生活の場であることを考慮し、談話や交流活動に利用できるゆとりのある快適な校舎をつくる。
- ・ 自然採光や通風、室内の形状、建築材料を工夫し快適な校舎をつくる。
- ・ 清潔で明るいトイレ、ゆとりある更衣室などの計画にも配慮する。

(3) 木々の植樹などを通して自然とふれあいのある校舎づくり

- ・ 敷地内は緑化を図り、木々の植樹などを通して自然とふれあいのある校舎をつくる。
- ・ 景観形成に配慮した緑化を行うとともに、緑陰の確保を図る。
- ・ 自然エネルギーの有効活用、資源の再利用を行い、省エネルギーに配慮するとともに児童生徒が環境学習を行える校舎とする。

(4) 子どもが地域で存在感をもてる地域とのつながりを大切にする校舎づくり

- ・ 施設配置の動線に配慮し、地域開放ゾーンと学校ゾーンの管理区分を明確に計画した校舎とする。
- ・ ランチルーム、図書室、屋内運動場、グラウンド、校庭の一部などを地域開放できるよう配置計画する。

(5) 防災を考えた安全・安心な校舎づくり

- ・ 耐震、防犯に配慮し、児童生徒が安心して学べる校舎をつくる。
- ・ 災害時や非常時には地域の防災拠点として利用できる校舎とする。
- ・ 地域の誰もが利用できるようにユニバーサルデザインの校舎とする。
- ・ 避難所が開設されても学校の再開が可能な校舎とする。

6. 主な必要諸室

小中学校の施設を効果的に配置するとともに、地域に根ざした学校として、地域住民との交流や施設開放が可能な施設として整備することが必要である。また、地域の避難所としての役割も大きく、防災機能についても配慮した上で、早期に学校が再開できる施設とすることが重要である。

(1) 人と人とのつながりを深めるための諸室の整備

① 児童生徒の交流を想定する室等（子どものつながりの深まり）

小中の交流活動が促進でき、児童生徒が様々な場面で、お互いの活動を自然に目にすることができる施設配置に配慮する。また、室によっては、地域への開放を行い、地域との交流についても配慮する。

<児童生徒の交流を想定する室等>

- ランチルーム ○図書室・コンピュータ室（メディアセンター）
- 音楽室（ホール） ○家庭科室 ○多目的教室 ○オープンスペース
- 屋内運動場 ○グラウンド

② 地域との協働の取り組みを想定する室等（地域とのつながりの深まり）

地域との協働について、地域住民への学校施設の開放、学校と地域が交流できる室等の整備について配慮する。

開放を想定する室等は、学校管理者が不在の状態で開催され、地域による自主的な管理が行われることを想定し、地域開放ゾーンと学校ゾーンとの物理的な分離が可能となるよう配慮する。

<開放を想定する室等>

- 地域連携室 ○ランチルーム ○屋内運動場 ○グラウンド ○図書室
- 校庭

③ 教員の連携を想定する室等（教員のつながりの深まり）

小中学校の教員の連携を行える場として想定する。

- 職員室 小中で一体的な空間構成とする。

教員コーナーを検討する。

- 会議室 小中教職員が合同で会議を行えるスペースを設ける。

- 特別教室の準備室 小中教職員が共同で使用できるよう配慮する。

(2) ながふじ向上型学府一体校の諸室及び配慮事項等

ながふじ向上型学府一体校において、特に設置を検討する諸室及び配慮する条件等を挙げる。

① 校舎棟

○ 普通教室

- ・多様な学年区分、学級数の変動や教科教室型に柔軟に対応する配置を多目的教室を含めて検討する。

○ 特別支援教室

- ・特別支援教室は、小学校 5 教室、中学校 2 教室で検討する。

○ LD等通級指導教室

- ・LD等通級指導教室は、4 教室で検討する。
- ・屋外から直接入室できるよう配慮する。

○ 多目的教室

- ・学級数の増減、学年区分の見直しや少人数教室に対応できるよう検討する。
- ・豊田東小学校の児童が活用できるよう配慮する。

○ 特別教室

(a) 図書室

- ・一般図書も蔵書した地域に開かれた図書室をめざす。
- ・地域への開放を行える図書室としてのゾーニングに配慮する。

(b) 外国語教室

- ・小中共用及び教科教室型として検討する。

○ 管理諸室

(a) 地域連携室

- ・コミュニティ・スクールの充実や地域との交流スペースとして使用する。
- ・地域への開放を行える部屋とし、住民が気軽に集える場となるよう配慮する。

○ その他

(a) ランチルーム

- ・ 2 学年（200 人程度）が同時に入れるランチルームを検討する。
- ・ 多目的スペースとしても利用が可能なように配慮する。
- ・ 地域への開放を行える部屋として配慮する。

(b) 共同調理場

- ・ 豊田中学校、豊田北部小学校・幼稚園、豊田東小学校・幼稚園の全1600 人分程度の給食調理場を検討する。
- ・ 災害時に対応できる共同調理場となるよう配慮する。

(c) 放課後児童クラブ

- ・ 地域開放ゾーンに児童クラブ（所要人数120 人）を検討する。

② 屋内運動場

- ・ 体格差や授業数を考慮し、メインとサブの屋内運動場を検討する。

③ 校庭・グラウンド

- ・ 地域の方がくつろいだり、児童生徒の活動を日常的に参観したりできる公園 的利用も兼ねた地域開放を検討する。

④ 駐輪場・駐車場

- ・ 駐車場は、教育環境を優先に最大限の台数を確保できるよう検討する。
- ・ スクールバスの駐車場及び乗降所を検討する。

7. 構造・設備の基本方針

(1) 構造の基本方針

ながふじ学府一体校は、児童生徒が学習、生活の場として1日の大半を過ごすだけでなく学校開放時や緊急の災害時に多数の地域住民が利用することも考慮し、十分な安全性能が確保できる構造とする。

- ・大地震後でも構造体等の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを基本とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるよう、構造安全性を確保できる設計を行う。
- ・経年劣化等を軽減できる構造・仕様とする。
- ・将来の施設利用等の変化に対応するため、構造体の耐久性を高め、内部区画、仕上げ、設備機器、配管等については将来の改修、変更が可能なように構造体と分離し、適切な耐久性を持たせた設計とする。

(2) 設備の基本方針

設備は、CO₂ 排出量削減をはじめとした環境への配慮に取り組み、省エネ性、機能性、快適性を確保するとともに、維持管理が容易に行えるように検討する。

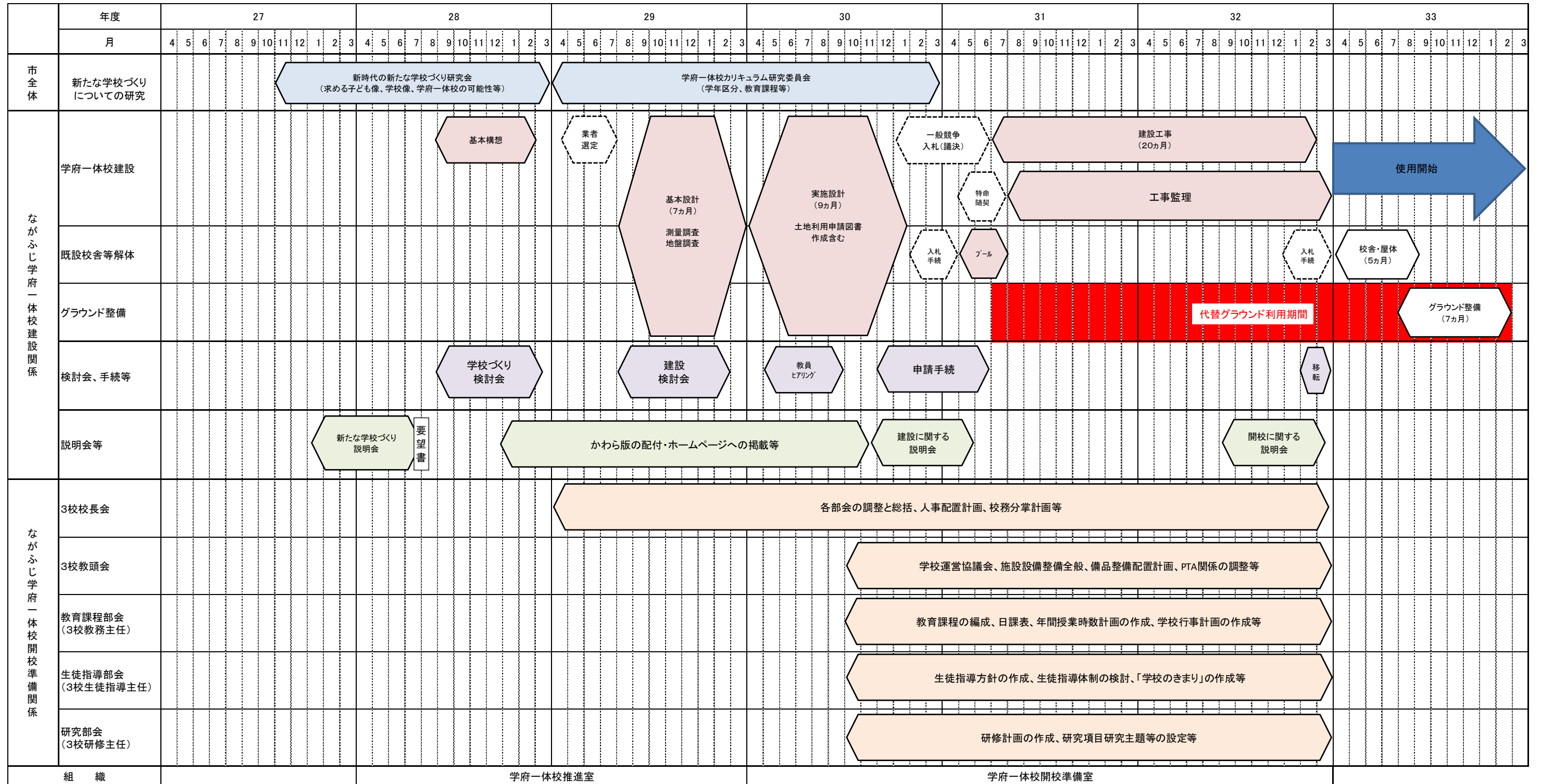
- ・児童生徒の健康や授業に集中できる環境づくりのために空調設備を検討する。
- ・太陽光発電設備等を設置し、CO₂ 排出量削減に努める。
- ・トイレ洗浄水や、校庭散水で雨水を利用し、環境教育や理科教育のため自然エネルギーを活用する。
- ・情報教育の促進を図るため、学校内でのネットワークアクセス環境(校内 LAN)を検討する。
- ・チャイムは、学年区分の変更や時間割などフレキシブルに対応できるよう配慮する。

8. 事業スケジュール

事業スケジュールは、平成 33 年度開校を目指し、平成 29 年度から平成 30 年度は基本設計・実施設計、平成 31 年度から平成 32 年度は建設工事を進める。
既設プール解体は平成 31 年度、既設校舎解体は平成 33 年度上半期に行い、新グラウンドの整備は平成 33 年度下半期に行う。

また、平成 29 年から平成 30 年度の設計と併行し、学府一体校カリキュラム研究委員会、建設検討会、教員ヒアリング等を順次進め、施設整備に反映させていく。

表 2-2 事業スケジュール



9. ながふじ学府新たな学校づくり検討会

磐田市教育委員会は、市内で最初の学府一体校となる「ながふじ学府一体校整備」に関する基本構想の策定に当たり、「ながふじ学府新たな学校づくり検討会」を設置し、ながふじ学府の現状、方向性、建設場所、基本構想の内容等について検討を行った。

「ながふじ学府新たな学校づくり検討会」の検討経緯、検討会要綱、委員名簿、は以下のとおりである。

■ 検討経緯

	日 程	協議内容等
第 1 回 検討会	平成 28 年 9 月 9 日 (金)	講演 演題 「これからの学校施設計画の課題 ～小中一貫教育校の学校施設計画を中心として～」 講師 千葉大学大学院工学研究科 柳澤要教授 ・ 委嘱状交付 ・ 検討事項及びスケジュール (案) について
第 2 回 検討会	平成 28 年 10 月 8 日 (水)	・ 現状について (教育構想・目標、児童生徒数推移) ・ 方向性について (学府一体校基本方針)
第 3 回 検討会	平成 28 年 11 月 2 日 (水)	・ ながふじ学府の方向性について (向上型学府一体校における基本的な考え方) ・ 想定規模及び施設について
第 4 回 検討会	平成 28 年 12 月 7 日 (水)	・ 建設場所について ・ かわら版配布について ・ 基本構想の内容について
第 1 回 ワークショップ	平成 29 年 1 月 18 日 (水)	・ ゾーニング配置案について ・ 主な諸室のあり方について
第 2 回 ワークショップ	平成 29 年 1 月 21 日 (土)	・ ゾーニング配置案について ・ 主な諸室のあり方について
第 5 回 検討会	平成 29 年 3 月 8 日 (水)	・ 基本構想について ・ 今後のスケジュールについて

■ 検討会要綱

磐田市教育委員会告示第20号

ながふじ学府新たな学校づくり検討会要綱を次のように定める。

平成28年8月25日

磐田市教育委員会教育長 村松啓至

ながふじ学府新たな学校づくり検討会要綱

(設置)

第1条 磐田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、ながふじ学府一体校整備に関する基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に当たり、ながふじ学府新たな学校づくり検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- (1) ながふじ学府一体校の整備に向けた学校の基本的な運営に関すること。
- (2) ながふじ学府一体校の整備に向けた施設の規模、機能、内容等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、基本構想の策定に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 小中一貫教育及び一体校建設に関し学識経験を有する者
- (2) 豊田中学校、豊田北部小学校及び豊田東小学校の保護者を代表する者
- (3) ながふじ学府の住民組織を代表する者
- (4) 豊田中学校、豊田北部小学校及び豊田東小学校の教職員を代表する者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、委員の委嘱の日から基本構想が策定される日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 検討会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 検討会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
(要綱施行後最初に行われる検討会の会議の招集)
- 2 この要綱の施行後最初に行われる検討会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

■ 委員名簿

ながふじ学府新たな学校づくり検討会 委員名簿

	委員氏名	所属等	備考
1	柳澤 要	千葉大学大学院工学研究科教授	学識経験者
2	松浦 保仁	豊田中学校PTA会長	保護者代表者
3	榊田 義高	豊田北部小学校PTA会長	〃
4	小永井 滋	豊田東小学校PTA会長	〃
5	大橋 徳久	ながふじ学府PTA保護者代表会代表 (磐田市PTA連絡協議会長)	〃
6	村上 勇夫	磐田市自治会連合会豊田支部長	住民組織代表者
7	島岡 信生	富岡地区長	〃
8	伊井 正武	豊田東地区長	〃
9	兼子 孝宏	池田地区長	〃
10	倉島 茂見	豊田中学校長	教職員代表者
11	荒川 義則	豊田北部小学校長	〃
12	寺田 綾子	豊田東小学校長	〃
13	山浦 こずえ	ながふじ学府CSディレクター	教育委員会が必要 と認める者
14	阿部 恵	豊田北部幼稚園PTA会長	〃
15	寺田 奈美	豊田東幼稚園PTA会長	〃
16	堀内 祥行	静岡県教育委員会義務教育課 企画・指導班長兼主任指導主事	〃